

精米を対象とした場合

精米を対象とした場合の制度試案

「留意点など」の“✓”は考え方、“ ”は問題点。

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【制度の目的・概要】</p> <p>軽減税率の目的は、特定産業の振興等のためではなく、専ら、低所得者の生活必需品に係る消費税負担を軽減するとともに、購入頻度の高さから生じる痛税感の緩和を図ることにある。社会保障・税一体改革の原点に立ち、消費税の負担調整による低所得者対策は、必要最小限の補完的なものに限定するとの考えの下、目的の実現のために真に必要な品目に軽減税率を適用する。</p> <p>こうした考え方の下、対象品目は、主食であり、カロリーベースで見た1人当たり食料供給量が最も多く、日本人の食生活の基本をなす、精米とする。</p>	<p>課税資産の譲渡等のうち、専ら、低所得者の生活必需品に係る消費税負担を軽減するとともに、購入頻度の高さから生じる痛税感の緩和を図るために真に必要な課税資産の譲渡等を軽減税率対象課税資産の譲渡等と位置付け、軽減税率を適用する。</p> <p>軽減税率対象課税資産の譲渡等は、精米の譲渡とする。</p>	<p>✓ 対象品目について、将来、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されたりすることのないよう、特定産業の振興等のためではなく、専ら、低所得者の生活必需品に係る消費税負担の軽減、購入頻度の高さから生じる痛税感の緩和が軽減税率制度の目的であり、対象品目選定の要件であることを明記する。</p> <p>上記の目的に照らし精米のみがその射程であると言い切ることは難しいか。</p> <p>パンやめん類の原料となる小麦はカロリーベースで見た1人当たり食料供給量が第2位であり、同じ主食的食料品と言えるが、軽減税率の対象外となる。</p>
<p>【対象品目】</p> <p>軽減税率の対象は、精米とする。</p>	<p>軽減税率の対象となる精米の譲渡は、関税定率法の別表関税率表第10類、番号1006・30の精米の譲渡をいう。ただし、同法別表の関税率表の通則に規定される小売用のセットにした物品については、当該通則の規定にかかわらず、後述の組み合わせ商品として取り扱う。</p> <p>(注)</p> <p>1 「精米」は、取引が行われた時点において、関税定率法に定める精米に該当するものをいう。</p> <p>2 精米が含まれる混合物などについては、関税率表の解釈に関する通則に則って、その商品に最も重要な特徴を与えているも</p>	<p>(参考資料P1～5)</p> <p>✓ 税法独自に精米の定義付けを行えば、既存の他法令と齟齬が生じ、事業者に二重管理を強いることになるため、事業者の事務負担を可能な限り小さくする観点から、関税定率法の定義を活用。</p> <p>✓ 関税定率法上、例えば精米とレトルトカレーを小売用のセットにした場合、全体が「精米」に該当することになることも有り得るが、消費税法上は、従来より課税商品と非課税商品が一の商品として販売される場合は対価の額をそれぞれの時価で按分して税額計算を行うこととされており、この方式を適用する。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【対象品目】(つづき)</p>	<p>のが「精米」か否かにより判断する。</p>	<p>「もみ」や「玄米」、「その他の穀物」に該当する五穀米などは、関税定率法上「精米」とは別に規定されており、標準税率となる。</p> <p>精米にビタミン物質を塗布等した強化米を少量混ぜたものは軽減税率となる一方、もみ状態のままのものを蒸して乾燥させる等したパーボイルドライスは、関税定率法上、「もみ」に該当し、標準税率となる。</p> <p>加熱による調理をしたのちに脱水して製造される米飯や、膨張処理により作られた膨化米は、関税定率法上、精米が分類・位置付けされている「穀物」ではなく、「穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品」に該当し、標準税率となる。</p> <p>精米が含まれる混合物等については、個別に関税定率法上の「精米」に該当するか否かを判定する必要があり、事業者と課税当局に負担が発生する。</p> <p>輸出入事業者以外の事業者は関税定率法に基づく分類に精通しているとは考えられず、周知・徹底に十分な期間を確保する必要がある。</p> <p>関税定率法は消費税制とは関係なく定められ、また改訂され得ることから、意図せずして対象範囲が拡大したり、縮小することがあり得る（消費税制の観点からの注視が必要となる）。</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【組み合わせ商品の取扱い】</p> <p>それぞれが不可分の関係にない標準税率対象の商品・サービス、軽減税率対象の商品又は非課税の商品・サービスが一つの商品・サービスとして販売される場合で、それぞれの区分がなされていないときには、その譲渡価格をそれぞれの商品・サービスの時価で按分して、税率区分ごとに課税標準を計算する。</p> <p>(参考資料 P 5)</p>	<p>事業者が不可分の関係にない標準税率対象課税資産(軽減税率対象課税資産以外の課税資産)の譲渡等、軽減税率対象課税資産の譲渡等又は非課税資産の譲渡等を同一の者に同時に行う場合において、これらの資産の譲渡等の対価の額がそれぞれの資産の譲渡等ごとに区分されていないときは、標準税率対象課税資産の譲渡等及び軽減税率対象課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、これらの資産の譲渡等の対価の額に、譲渡等のときにおけるそれぞれの譲渡等の価額の合計額のうち標準税率対象課税資産の譲渡等の価額又は軽減税率対象課税資産の譲渡等の価額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。</p>	<p>組み合わせ商品(セット商品)は、左記のとおり全体の価格をそれぞれの商品の時価で按分して税率区分ごとに課税標準を計算することとなるが、これは関税込率法上のセット商品に対する取扱い(その商品に最も重要な特徴を与えているものに適用される税率を商品全体に適用)と異なる取扱いとなる。</p> <p>時価の確認について、事業者と課税当局に事務負担が生じる。</p>
<p>【区分経理の方法】</p> <p>区分経理に対応した請求書等保存方式(6月5日(注)資料B案)を導入。</p> <p>(参考資料 P 6)</p> <p>(注)「消費税の軽減税率に関する検討について」(平成26年6月5日与党税制協議会)</p>	<p>1. 区分記載請求書の交付及び保存義務</p> <p>事業者は、課税事業者か免税事業者かを問わず、軽減税率対象課税資産の譲渡等に印を付した上で、税率毎に取引金額を記載した請求書等(以下、「区分記載請求書」という)を交付するとともに、保存しなければならない。</p> <p>2. 納付税額の計算</p> <p>売上税額、仕入税額ともに、課税売上高、課税仕入高を税率毎に区分して集計し、集計された合計額にそれぞれ税率を乗じることにより計算することとする。なお、区分記載請求書を保存しない場合には、仕入税額控除ができないこととする。</p> <p>3. 罰則等</p> <p>区分記載請求書の不交付及び偽りの税率区分を記載した区分記載請求書の交付行為に対しては罰則を設ける。</p>	<p>(参考資料 P 6)</p> <p>✓ 区分経理に対応した請求書等保存方式(6月5日資料A案及びB案)は、売手は自らの納付税額を記載することなく、買手は請求書等に付された印は参考とするものの、最終的には自らの判断で標準・軽減の区分を行って仕入税額を計算することとなるため、売手の納付税額と買手の仕入税額が連動しない。しかしながら、対象品目が「精米」のみであれば、対象品目の線引き判断は比較的容易と考えられることから、区分経理に対応した請求書等保存方式によることとする。ただし、申告の真正性を担保する観点から、A案(交付義務・罰則なし)ではなくB案を採用する。</p> <p>B案であっても、軽減税率対象品目の印付け、税率毎の取引金額の記載という経理・納税に関する負担が生じる。さらに、システム改修が必要となることから、十分な準備期間を確保する必要。また、輸入物品を取り扱わない事業者は、関税込率法の適用関係に精通していないものと考えられることから、対象品目の線引きに係る理解のためにも</p>

制度概要	制度試案	留意点など
<p>【区分経理の方法】（つづき）</p> <p>【簡易課税制度】</p> <p>「精米」に関連する業種について、簡易課税制度の業種区分、みなし仕入率の見直しを行う。</p> <p>（参考資料 P 7 ~ 8）</p>	<p>簡易課税制度について、以下の見直しを行う。</p> <p>1．製造業から食品製造業及び精米業を分離し、新たな区分を設け、食品製造業、精米業及びそれ以外の製造業について、それぞれみなし仕入率を設定する。</p> <p>2．料理飲食業は、区分を細分化し、それぞれのみなし仕入率を設定する。</p> <p>3．上記 1．及び 2．の見直しは、軽減税率導入後 3 年を目途に、実態を把握の上、実施することとし、それまでの間は現行の業種区分及びみなし仕入率を存続させる。</p>	<p>一定の準備期間を設ける必要がある。</p> <p>✓ 現行のみなし仕入率を維持すれば、益税又は損税が発生することとなるため、みなし仕入率を見直す必要。他方、軽減税率導入の影響は、業種によって異なることから、業種毎に対応方針を決める必要。</p> <p>✓ 卸売業、小売業は概ね標準税率で仕入れたものは標準税率で、軽減税率で仕入れたものは軽減税率で販売するものと考えられることから、現行のみなし仕入率を維持。なお、小売事業者が仕入れた飲食料品を加工して販売する場合は、当該販売は製造業に該当する。</p> <p>✓ 精米業の仕入れは標準税率、売上げは軽減税率、食品製造業の仕入れは標準税率と軽減税率の混合、売上げは標準税率、料理飲食業の仕入れはサービス内容で標準・軽減の割合が異なり、売上げは標準税率となるものと考えられる。</p>
<p>【税率の軽減幅】</p> <p>税率の軽減幅は % とする。</p>	<p>軽減税率対象課税資産の譲渡等に対する消費税（国・地方）の税率は、百分の とする。</p>	<p>✓ 所要財源は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率軽減幅を 1 % とする場合は約 200 億円 ・税率軽減幅を 2 % とする場合は約 400 億円 <p>（平成 25 年家計調査より一定の仮定に基づき推計）</p> <p>✓ 安定財源の確保策について、別途検討する必要。</p>

精米を対象とした場合の課題の整理

視点	課題
<p>視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。</p>	<p>（参考資料P9～11）低所得者対策としての有効性については、限られた財源が低所得者に重点的に配分されているか（「逆進性の緩和」） 低所得者の消費税負担の軽減につながっているか（低所得者への効果）の2点から検証する必要。以下、推計の便宜上、税率軽減幅を2%と仮定。</p> <p>逆進性の緩和（参考資料P9～10）</p> <p>軽減税率の導入により、家計調査における第1分位世帯（収入の最も低い20%のグループ）の消費税負担割合（消費税負担額の収入金額に対する割合）は6.854%から6.838%へ0.016%低減、第3分位世帯（収入の最も高い20%のグループ）の消費税負担割合は3.403%から3.398%へ0.005%低減。この結果、第1分位世帯と第3分位世帯の消費税負担割合の差は3.451%から3.440%へ0.011%縮小。</p> <p>（参考1）軽減対象を、「酒類を除く飲食料品とした場合」（税率軽減幅を2%と仮定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分位世帯の年間の消費税負担割合：6.85% 6.37%（0.48%） ・第3分位世帯の年間の消費税負担割合：3.40% 3.22%（0.18%） <p>この結果、第1分位世帯と第3分位世帯の消費税負担割合の差は3.45%から3.15%へ0.30%縮小</p> <p>（参考2）軽減対象を、「生鮮食品とした場合」（税率軽減幅を2%と仮定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分位世帯の年間の消費税負担割合：6.85% 6.72%（0.13%） ・第3分位世帯の年間の消費税負担割合：3.40% 3.36%（0.04%） <p>この結果、第1分位世帯と第3分位世帯の消費税負担割合の差は3.45%から3.36%へ0.09%縮小</p> <p>低所得者への効果（参考資料P11）</p> <p>軽減税率の導入により、家計調査における第1分位世帯の年間の消費税負担額は12万632円から12万342円へと290円減少し、第3分位世帯は36万6,509円から36万5,992円へと517円減少。</p> <p>（参考1）軽減対象を、「酒類を除く飲食料品とした場合」（税率軽減幅を2%と仮定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分位世帯の年間の消費税負担額：12万632円 11万2,162円（8,470円） ・第3分位世帯の年間の消費税負担額：36万6,509円 34万6,759円（19,750円） <p>（参考2）軽減対象を、「生鮮食品とした場合」（税率軽減幅を2%と仮定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分位世帯の年間の消費税負担額：12万632円 11万8,306円（2,325円） ・第3分位世帯の年間の消費税負担額：36万6,509円 36万1,572円（4,938円） <p>（参考資料P12）所要財源の約4分の1は高所得者層である第3分位世帯に配分されることとなる。他方、簡素</p>

視点	課題
<p>視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること</p>	<p>な給付措置の場合、低所得者層である第 分位世帯や第 分位世帯にその全額が配分されている。</p> <p>(参考資料 P13) 生鮮食品や加工食品に比して精米の購入頻度は低く、年間約 8 回(1 か月半に 1 回程度)であり、消費者が軽減のメリットを実感できる機会が少ない。</p> <p>(参考資料 P14) 税率の軽減幅を 2 %と仮定すると、低所得者世帯の負担軽減額は 1 か月半に 1 回当たり約 36 円程度、1 日あたりに換算すると約 0.8 円程度、1 週間あたりに換算すると約 6 円程度。</p> <p>(参考 1) 軽減対象を、「酒類を除く飲食料品とした場合」(税率軽減幅を 2 %と仮定)</p> <p>日々の買い物における低所得者世帯の負担軽減額は、第 分位世帯で約 23 円程度、1 週間に 1 度まとめ買いをすると想定して約 160 円程度。</p> <p>(参考 2) 軽減対象を、「生鮮食品とした場合」(税率軽減幅を 2 %と仮定)</p> <p>日々の買い物における低所得者世帯の負担軽減額は、第 分位世帯で約 6 円程度、1 週間に 1 度まとめ買いをすると想定して約 45 円程度。</p> <p>(参考資料 P15~17) 精米は他の品目に比べ価格の変動が少ないが、年によって、あるいは特売日によって価格が変わるため、軽減税率の導入による負担軽減額を上回る値動きが生じる。</p>
<p>視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること</p>	<p>(参考資料 P18) 対象品目の線引きは比較的容易かつ明瞭であり、また線引きが不合理な品目は少ない。ただし、購入頻度が低く、負担軽減の総額も限定的となる。また、なぜ、玄米や五穀米、米加工品、パンやうどんなどの他の主食的食料品が軽減対象とならないのかなどの点で、納得感は得られにくい。</p>
<p>視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと</p>	<p>(参考資料 P19~20) 農家が生産した米は、その大部分が米麦卸売業者により精米された後、小売業者を通じて消費者が購入するほか、食品製造業者や飲食店も仕入れることから、一定の範囲の業種においては区分経理等の対応が必要となる。ただし、食品製造業者や飲食店の中には精米を使わない事業者もいると考えられることから、軽減対象を、「酒類を除く飲食料品」とした場合や、「生鮮食品」とした場合に比べ、影響範囲はある程度限定されると考えられる。</p> <p>なお、農家は、標準税率の対象である玄米のまま出荷することが多いことから、通常は、区分経理の必要はないと考えられる。</p> <p>関係事業者は一定の範囲に及ぶが、対象品目の範囲が極めて限定的であり、かつ、線引きが明確であることなどから、区分経理に対応した請求書等保存方式(B案)で適正な執行を確保しうると考えられる。</p> <p>(参考資料 P21~34) B案であっても、事業者の経理事務のみならず、調達管理、在庫管理、販売管理といった一連の業務フローに影響を与えるとともに、システムの改修も必要となることから、事業者に相当程度の準備期間を確保する必要。</p> <p>(参考資料 P35) 精米の卸売・小売、食品製造、飲食店といった飲食料品関連業種以外の業種、例えば冠婚葬祭</p>

視点	課題
	業や学校、病院等でも精米を仕入れる場合がある。これらの事業者は、区分経理等の対応が必要となることに留意が必要。
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	精米は軽減となる一方で、玄米や五穀米、米加工品、パンやうどんなどの他の主食的食料品は標準となる。対象品目が極めて狭く、標準税率が適用される代替品目も多くはないことから、消費行動等への歪みは比較的小さい。
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	<p>所要財源は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率軽減幅を1%とする場合は約200億円 ・税率軽減幅を2%とする場合は約400億円 <p>(平成25年家計調査より一定の仮定に基づき推計)</p> <p>安定財源の確保策について、別途検討する必要。</p>
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	<p>対象品目について、将来、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されたりすることのないよう、基本的考え方(低所得者の消費税負担の軽減を図ること、購入頻度の高さによる痛税感を緩和することが目的であり、特定産業の振興等が目的ではないこと等)を法律上明記するなどの対応が必要。</p> <p>また、対象品目の見直しを行う場合のプロセスを重厚にすることも、対象品目の安易な追加が行われないために必要であり、別途検討する必要。ただし、対象品目が精米だけの場合、低所得者対策として必要な品目が精米のみと説明することは難しく、対象品目の拡大要望を抑えることは困難か。</p>